



## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
投票受付システム用ノート型パーソナルコンピュータレンタル
- 2 担当所属名  
選挙管理委員会事務局選挙課
- 3 契約締結日  
平成29年9月21日
- 4 履行期間  
平成29年10月3日から11月2日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
東京都品川区北品川五丁目5番15号 大崎ブライトコア  
オリックス・レンテック株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
7, 239, 672円
- 7 契約内容  
平成29年10月22日執行の衆議院議員総選挙に係る投票受付システム用ノート型パーソナルコンピュータのレンタル
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
衆議院議員総選挙の期日の決定日から納期までの期間が短く，入札に付す時間がないため。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
- 10 契約の相手方の選定理由  
本市の情報システムで使用するパソコン等についての賃借実績を有する競争入札有資格者名簿業者登録事業者のうち，端末の複製作業という特約を盛り込んだ使用において対応できる業者による見積合せを行った結果，仕様の台数を調達できる業者が相手方のみであったため
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
衆議院議員総選挙に係るポスター掲示場の作成，設置，保守，撤去（北区，上京区，右京区）
- 2 担当所属名  
選挙管理委員会事務局選挙課
- 3 契約締結日  
平成29年9月25日
- 4 履行期間  
平成29年9月25日から平成29年10月28日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市下京区正面通高瀬東入山王町343  
株式会社実業広告社
- 6 契約金額（税込み）  
7,644,067円
- 7 契約内容  
衆議院議員総選挙に係るポスター掲示場の作成，設置，保守，撤去（北区，上京区，右京区）
- 8 随意契約の理由  
衆議院の解散からポスター掲示場の設置期日までの期間が短く，入札に付す時間がないため。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
- 10 契約の相手方の選定理由  
過去に実績のある業者及び過去に競争入札に応札している業者の見積価格を比較した結果，低廉な見積価格を提示した相手方だったため
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
衆議院議員総選挙に係るポスター掲示場の作成，設置，保守，撤去（左京区，中京区）
- 2 担当所属名  
選挙管理委員会事務局選挙課
- 3 契約締結日  
平成29年9月25日
- 4 履行期間  
平成29年9月25日から平成29年10月28日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市伏見区久我本町11-8  
京都麻業株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
5,735,880円
- 7 契約内容  
衆議院議員総選挙に係るポスター掲示場の作成，設置，保守，撤去（左京区，中京区）
- 8 随意契約の理由  
衆議院の解散からポスター掲示場の設置期日までの期間が短く，入札に付す時間がないため。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
- 10 契約の相手方の選定理由  
過去に実績のある業者及び過去に競争入札に応札している業者の見積価格を比較した結果，低廉な見積価格を提示した相手方だったため
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
衆議院議員総選挙に係るポスター掲示場の作成，設置，保守，撤去（東山区，山科区，下京区，南区）
- 2 担当所属名  
選挙管理委員会事務局選挙課
- 3 契約締結日  
平成29年9月25日
- 4 履行期間  
平成29年9月25日から平成29年10月28日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市下京区西七条名倉町29  
京都樹脂株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
7,042,140円
- 7 契約内容  
衆議院議員総選挙に係るポスター掲示場の作成，設置，保守，撤去（東山区，山科区，下京区，南区）
- 8 随意契約の理由  
衆議院の解散からポスター掲示場の設置期日までの期間が短く，入札に付す時間がないため。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
- 10 契約の相手方の選定理由  
過去に実績のある業者及び過去に競争入札に応札している業者の見積価格を比較した結果，低廉な見積価格を提示した相手方だったため
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
衆議院議員総選挙に係るポスター掲示場の作成，設置，保守，撤去（西京区，伏見区）
- 2 担当所属名  
選挙管理委員会事務局選挙課
- 3 契約締結日  
平成29年9月25日
- 4 履行期間  
平成29年9月25日から平成29年10月28日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市伏見区竹田久保町2-8  
セオブラ株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
7,072,920円
- 7 契約内容  
衆議院議員総選挙に係るポスター掲示場の作成，設置，保守，撤去（西京区，伏見区）
- 8 随意契約の理由  
衆議院の解散からポスター掲示場の設置期日までの期間が短く，入札に付す時間がないため。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
- 10 契約の相手方の選定理由  
過去に実績のある業者及び過去に競争入札に応札している業者の見積価格を比較した結果，低廉な見積価格を提示した相手方だったため
- 11 その他